

# 露光量違いの為重複撮影

一九二

に外面向て表明されたものである。

本稿は終局的に完成した提案を世間に公示すると云ふやうな意義を有する譯にはいかない。只今この處では新規律を如何にすべきやの問題は大切ではなく、寧ろ兎に角新規律が行はれること、かくの如き新規律を豊饒ならしめるに適したやうな思想が鼓舞されることが大切なのである。此の新規律はわたくしの見解に依ると、目的と云ふ著眼の下に生命保険に於ける獨立の法律組織が創設されることに於てのみ終局的に行ふことが出来るものである。何となればかくの如くするに於てのみ生命保険と生命保険事業の國民經濟上の意義は其の最後の發展を見ることが出来る次第なのだからである。生命保険の今日の形態——面倒を見る施設としては生命保険が後來信用施設に發展したことから生じた不都合を伴ふし、また信用の機關としては面倒を見る施設としての沿革的理想的の起源から來る故障を伴ふし——は其の存在形態の何れをも全範圍に亘つて充分に斟酌することは出來ない中間的組織體たるものなのである。

## 保險關係論集 終

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二、二	定型アル犯罪ノ調査（賭博編）
第二工號	大正二、三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	大正二、四	一國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護 視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	大正二、五	米國ノ家庭裁判所
第五號	大正二、六	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	大正二、七	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會 第一集
第七號	大正二、八	第二回國際少年保護會議提出報告書
第八號	大正二、九	英國及うえーるすノ警察
第九號	大正二、十	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	大正二、十一	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	大正二、十二	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	大正二、十三	英佛ノ辯護士法例
第一三號	大正二、十四	獨逸ノ辯護士法例
第一四號	大正二、十五	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管 理ニ關スル調査報告
第一五號	大正二、十六	辯護士倫理
第一六號	大正二、十七	獨逸國調停法草案及理由書
第一七號	大正二、十八	英國監獄制度
第一八號	大正二、十九	獨逸國少年福利法草案同理由書及確 定法文

# 露光量違いの為重複撮影

一九二

に外面的に表明されたものである。

本稿は終局的に完成した提案を世間に公示すると云ふやうな意義を有する譯にはいかない。只今の處では新規律を如何にすべきやの問題は大切ではなく、寧ろ兎に角新規律が行はれること、かくの如き新規律を豊饒ならしめるに適したやうな思想が鼓舞されることが大切なのである。此の新規律はわたくしの見解に依ると、目的と云ふ著眼の下に生命保険に於ける獨立の法律組織が創設されることに於てのみ終局的に行ふことが出来るものである。何となればかくの如くするに於てのみ生命保険と生命保険事業の國民經濟上の意義は其の最後の發展を見ることが出来る次第なのだからである。生命保険の今日の形態——面倒を見る施設としては生命保険が後來信用施設に發展したことから生じた不都合を伴ふし、また信用の機關としては面倒を見る施設としての沿革的理想的の起源から來る故障を伴ふし——は其の存在形態の何れをも全範圍に亘つて充分に斟酌することは出來ない中間的組織體たるものなのである。

## 保險關係論集 終

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二、二	定型アル犯罪ノ調査（賭博編）
第二號	ク 二、三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	ク 二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護 警察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	ク 二、ニ	米國ノ家庭裁判所
第五號	ク 二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	ク 二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	ク 二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書 第一集
第八號	ク 二、六	英國及うえーるすノ警察
第九號	ク 二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	ク 二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 佛國戰時家貨法伊國小作契約法
第一一號	ク 二、九	英國ノ判事及ますたー論
第一二號	ク 二、〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	ク 二、一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	ク 二、二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管 理ニ關スル調査報告
第一五號	ク 二、三	獨逸國少年福利法草案同理由書及確 定法文
第一六號	ク 二、三	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	ク 二、三	英國監獄制度
第一八號	ク 二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確 定法文
第一九號	大正二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	ク 二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	ク 二、五	勞動裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會 議議事錄及評論（附）統一的勞動法 編纂委員會起草勞動裁判法私案
第二二號	ク 二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ 實況
第二三號	ク 二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法 （附）丁抹ノ社會政策的立法概觀
第二四號	ク 二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	ク 二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及 使用者委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ 關スル法制（附）調停制度概觀
第二六號	ク 二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度（附） 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實 況
第二七號	ク 二、八	短期自由刑論
第二八號	ク 二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	ク 二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特 別裁判制
第三〇號	ク 二、〇	獨逸國勞動裁判所法草案及理由書
第三一號	ク 二、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	ク 二、二	獨逸新經濟法 司法制度改革論
第三三號	ク 二、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例（佛、伊、白蘭國之 部）

第三五號 大正二、三 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 部契約ニ關スル立法例へ墳國及瑞西之 部	第三六號 ク 二、一 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 之部契約ニ關スル立法例ヘ丁抹瑞典諸威 第三七號 ク 二、一 英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつ とらんどニ於ケル刑事手續	第三八號 ク 二、二 佛國信家借地法	第四〇號 ク 二、三 佛國監獄制度及同職員令	第四一號 ク 二、三、三 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 契約ニ關スル立法例ヘ英國、加奈陀 第四二號 ク 二、四 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 契約ニ關斯ル立法例（漢洲之部）	第四三號 ク 二、四、四 英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴 制度	第四四號 ク 二、五 英國裁判所構成論（一、英國裁判官 ノ地位（附）司法行政機關）	第四五號 ク 二、五 英國裁判所構成論（一、英國裁判官 ノ地位（附）司法行政機關）	第四六號 ク 二、六 英國裁判所構成論（二、英國ニ於ケ ル起訴官廳及辯護士ノ地位）	第四七號 ク 二、六 瑞西辯護士法	第四八號 ク 二、七 露西亞事情	第四九號 大正二、七 米國ノ刑罰制度		
第六四號 大正四、三 獨逸國後見制度（前編）	第六五號 ク 二、四、三 獨逸國後見制度（後編）	第六六號 ク 二、四、四 刑ノ執行猶豫制度	第六七號 ク 二、四、四 假釋放	第六八號 ク 二、四、五 諸國ノ刑法草案	第六九號 ク 二、四、六 英國司法警察論	第七〇號 ク 二、四、六 英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑 法上ノ處遇	第八〇號 大正四、二 刑罰ニ關スル制度（其二）	第八一號 ク 二、五、一 北米合衆國の刑事裁判（其一）	第八二號 ク 二、五、二 北米合衆國裁判制度（二、カリホル ニヤ州ノ裁判制度）	第八三號 ク 二、五、三 北米合衆國の刑事裁判（其二）	第六〇號 ク 二、四、一 不定期刑言渡ノ制度	第五九號 ク 二、三 米國少年裁判法	
第七二號 ク 二、四、七 ノ實務（第一篇）	第七三號 ク 二、四、七 英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關 スル省取調委員會報告書（附）金山關 檢事官野判事視察報告書（附）	第七四號 ク 二、四、八 漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	第七五號 ク 二、四、八 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所 ノ實務（第二篇）	第七六號 ク 二、四、九 獨逸國陪審裁判所記録（附）秋山檢 事錄木判事視察報告書	第七七號 ク 二、四、九 刑罰ニ關スル制度（其一）	第七八號 ク 二、四、十 佛蘭西の政治組織（現代佛蘭西の政 治、行政及び司法制度の概観）	第七九號 ク 二、四、二 (總則篇)	第八四號 ク 二、五、四 （各論篇）	第八五號 ク 二、五、五 陪審制度視察報告書集（附）がるそ ん教授述陪審制度論	第八六號 ク 二、五、五 刑罰に關する制度（其三）	第八七號 ク 二、五、六 正義と貧民（其一）	第六一號 ク 二、四、一 改善不能性犯人ノ處遇	第五八號 ク 二、三 米國少年裁判法
第九三號 ク 二、五、九 刑罰に關する制度（其六）完	第九四號 ク 二、五、一 （其一）	第九五號 ク 二、五、一 諸國に於ける辯護士制度概觀	第九六號 ク 二、五、二 歐洲諸國に於ける上訴制度	第九七號 ク 二、五、二 組織及權限	第九八號 ク 二、五、七 正義と貧民（其二）	第九九號 ク 二、五、七 刑罰に關する制度（其四）	第九〇號 ク 二、五、八 刑罰に關する制度（其五）	第九一號 ク 二、五、八 英國に於ける警察裁判所	第九二號 ク 二、五、九 司法行政上より見たる普國區裁判所 の實務（第三篇）	第九三號 ク 二、五、九 英國陪審の組織資格選定召集等ニ する省取調委員會報告書（第二卷）	第五三號 ク 二、五、九 英國裁判所構成論（五、中央審トシ テノ英國高等法院ノ組織及權限）	第五四號 ク 二、五、一 佛國商事裁判制度	
第五〇號 ク 二、五、八 獨逸國民事訴訟改正律令	第五一號 ク 二、五、八 英國裁判所構成論（三、下級裁判所 之部）	第五二號 ク 二、五、九 英國裁判所構成論（四、下級裁判所 之部）	第五三號 ク 二、五、九 英國裁判所構成論（五、中央審トシ テノ英國高等法院及上級裁判所 所ノ組織）	第五四號 ク 二、五、一 獨逸國商事裁判制度	第五五號 ク 二、五、一 獨逸國勞務契約法草案及評論（附）佛 國勞働法正文	第五六號 ク 二、五、一 獨逸國高級法院及上級裁判所	第五七號 ク 二、三、二 英國少年裁判法	第五八號 ク 二、三、二 米國少年裁判法	第五九號 ク 二、三、三 英國裁判所構成論（六、地方審トシ テノ英國高等法院及上級裁判所	第六〇號 ク 二、三、一 獨逸國勞務契約法草案及評論（附）佛 國勞働法正文	第六一號 ク 二、三、一 獨逸國民事訴訟改正律令		

第九八號 大正二、三 佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一五號 昭和二、八 チエツコ・スロヴアキア共和国の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號 ク 二、三 國際行刑會議報告書集(一)	第一六號 ク 二、九 米國の勞働法制(上)
第一〇〇號 昭和二、一 國際行刑會議報告書集(二)	第一七號 ク 二、九 米國の勞働法制(下)
第一〇一號 ク ニ、一 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一八號 ク 二、〇 一九二二年案、伊一九一八年案、塊
第一〇二號 ク ニ、ニ 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一九號 ク 二、〇 チエツコ・スロヴアキア共和国の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號 ク ニ、ニ 英國陪審の組織及格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)	第一二〇號 ク 二、二 佛國陪審に於ける發問の方針とその判例
第一〇四號 ク ニ、三 司法ニ關スル法制	第一二一號 ク 二、二 賭博に關する調査
第一〇五號 ク ニ、三 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二二號 ク 二、三 佛國の檢察制度
第一〇六號 ク ニ、四 陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二三號 ク 二、三 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇七號 ク ニ、四 保安處分	第一二四號 ク 二、三 刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一〇八號 ク ニ、五 陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二五號 ク 二、二 大逆罪に關する比較法制資料(英國著名裁判)
第一〇九號 ク ニ、五 陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號 ク 二、三 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號 ク ニ、六 判(英國著名裁判)其一	第一二七號 ク 二、四 刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一号 ク ニ、六 單獨判官と司法官制	第一二八號 ク 二、五 刑法改正に關する比較法制資料(後篇)
第一一二號 ク ニ、七 國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號 ク 二、六 佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一一三號 ク ニ、七 國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號 ク 二、七 米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號 ク ニ、八 佛國刑事裁判所の組織及び司法警察	

第一三一號 昭和二、九 ソヴィエツト露西亞の法制(前篇)	第一五一號 ク 五、四 德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號 ク 二、〇 ソヴィエツト露西亞の法制(後篇)	第一五二號 タ 五、五 佛國民商事裁判管轄
第一三三號 ク 二、一 限定責任能力者社會上危險なる精神患者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號 ク 五、六 佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號 ク 二、二 一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號 ク 五、七 獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一三五號 ク 二、二 治安判事論	第一五五號 ク 五、八 獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一三六號 ク 二、二 各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號 ク 五、九 國際行刑會議報告書集五
第一三七號 ク 二、二 刑の量定(前篇)	第一五六號 ク 五、〇 國際行刑會議報告書集六
第一三八號 ク 二、二 刑の量定(後篇)	第一五八號 ク 五、二 國際行刑會議報告書集七
第一三九號 ク 二、二 佛に於ける家族制の變遷	第一五九號 ク 五、二 德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號 ク 二、二 陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號 ク 六、一 少年保護司指針
第一四一號 ク 二、二 陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號 ク 六、二 米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號 ク 二、二 獨逸司法制度(後篇)	第一六二號 ク 六、五 一九二九年未現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號 ク 二、二 獨逸司法制度(前篇)	第一六三號 ク 六、七 一九二九年未現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四五號 ク 二、二 ソヴィエツト露西亞民法(前篇)	第一六四號 ク 六、八 佛國司法制度(前篇)
第一四六號 ク 二、二 ソヴィエツト露西亞民法(後篇)	第一六五號 ク 六、九 佛國司法制度(後篇)
第一四七號 ク 二、二 アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六六號 ク 六、〇 德川禁令考後聚(第四帙)
第一四八號 ク 二、二 ソヴィエツト露西亞刑法	第一六七號 ク 七、一 (大學術義補)憲刑憲篇 上卷
第一四九號 ク 二、二 ソヴィエツト露西亞裁判所構成法刑	第一六八號 ク 七、二 (大學術義補)憲刑憲篇 下卷
第一五〇號 ク 二、三 英米獨佛の手形法及小切手法	

第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	ク	七、六 德川禁令考(第一帙)
第一七一號	ク	七、八 刑事事件集(附)刑事事件起按小手引
第一七二號	ク	七、一 ソヴィエート法の理論
第一七三號	ク	七、三 德川禁令考(第二帙)
第一七四號	ク	八、三 德川禁令考(第三帙)
第一七五號	ク	八、五 民事事務修習の業
第一七六號	ク	八、八 德川禁令考(第四帙)
第一七七號	ク	八、九 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書(一)
第一七八號	ク	八、一〇 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書(二)
第一七九號	ク	八、一一 捜査事務に就て
第一八〇號	ク	八、一二 德川禁令考(第五帙)
第一八一號	ク	九、一 獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	ク	九、二 犯罪生物學原論
第一八三號	ク	九、四 德川禁令考(第六帙)
第一八四號	ク	九、五 ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)
第一八五號	ク	九、六 プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	ク	九、七 英國に於ける裁判と警察
第一八七號	ク	九、八 時代民事慣例集(人事の部)
第一八八號	昭和九、一〇	第一八八號 昭和九、一〇 一九三二年フラン・ス刑法改正豫備草案(總則)並にボーランド違警罪法及ボーランド取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一九〇號	ク	九、三 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一九一號	ク	九、四 德川民事慣例集(動產の部)
第一九二號	ク	九、五 獨逸裁判所構成法及同民事訴訟法
第一九三號	ク	九、六 一九二八年スペイン刑法
第一九四號	ク	九、七 ポーランド新民事訴訟法(一九三三年)
第一九五號	ク	九、八 獨逸刑法提要(上)
第一九六號	ク	九、九 ソヴィエート・ロシアは犯罪を克服する
第一九七號	ク	一〇、一 伊太利刑法典
第一九八號	ク	一〇、二 伊太利民事訴訟法典
第一九九號	ク	一〇、三 法院條
第二〇〇號	ク	一〇、四 一九一二年第二回海牙萬國手形法統一會議議事錄
第二〇一號	ク	一〇、五 一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會會議記

第一〇二號 昭和二、二	中華民國刑法・刑事訴訟法	第二二〇號 昭和二、二	刑事政策（犯罪學を基礎とする）
第一〇三號 ク 二、三	ユーロースラヴキヤ新民事訴訟法	第二二一號 ク 二、三	德川裁判事例（刑事ノ部）
第一〇四號 ク 二、一	獨逸刑法提要（中）	第二二二號 ク 二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令
第一〇五號 ク 二、一	時代民事慣例集 不動産の部（上）	第二二三號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一〇六號 ク 二、二	佛國刑事訴訟法	第二二四號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一〇七號 ク 二、二	伊太利刑事訴訟法典報告	第二二五號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一〇八號 ク 二、三	米國に於ける指紋採取法（附）沃度 法（獨逸司法省指紋原紙取扱規程附表）	第二二六號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一〇九號 ク 二、四	佛國民事訴訟法改正草案	第二二七號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二〇號 ク 二、四	米國に於ける指紋採取法（附）沃度 法（獨逸司法省指紋原紙取扱規程附表）	第二二八號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二一號 ク 二、五	伊太利刑事訴訟法典報告	第二二九號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二二號 ク 二、五	ナチスの法制及び立法綱要（刑法及 刑事訴訟法の部）	第二二一號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二三號 ク 二、六	英國の刑事裁判	第二二二號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二四號 ク 二、六	時代民事慣例集 不動産ノ部（下）	第二二三號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二五號 ク 二、七	個人主義的國家概念と法人國家 獨逸刑法提要（下）	第二二四號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二六號 ク 二、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部	第二二五號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二七號 ク 二、九	時代民事慣例集 訴訟ノ部	第二二六號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二八號 ク 二、〇	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度の改正について	第二二七號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二九號 ク 二、二	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領（第一部）	第二二八號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一二九號 ク 二、二	民事司法の疾患外三篇	第二二九號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一三〇號 ク 二、三	滿洲帝國商事法規	第二二九號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一三一號 ク 二、三	清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小 山豐太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件 記録	第二二九號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一三二號 ク 二、三	滿洲帝國民法典	第二二九號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一三三號 ク 二、三	將來の獨逸刑法（總則）	第二二九號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第一三四號 ク 二、三	滿洲帝國商事法規	第二二九號 ク 二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書

- 第二三六號 昭和二、一 將來の獨逸刑法(各則) 上  
刑法委員會事業報告
- 第二三七號 ク 二、二 滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法  
將來の獨逸刑法(各則) 下  
刑法委員會事業報告
- 第二三八號 ク 二、三 一九三七年獨逸株式法理由書
- 第二三九號 ク 二、四 法律家たるの適性に就て(法律家特  
に判事の職務に就ての)心理學的考  
察
- 第二四〇號 ク 二、五 一九三七年獨逸國司法官試補指導者  
會議錄
- 第二四一號 ク 二、六 株式會社貸借對照表論(上)
- 第二四二號 ク 二、七 株式會社貸借對照表論(下)
- 第二四三號 ク 二、八 槍式會社貸借對照表論
- 第二四四號 ク 二、九 獨逸に於ける試補養成上の諸問題
- 第二四五號 ク 二、十 戰爭と犯罪
- 第二四六號 ク 二、三 一般條項への逃避及び獨逸大審院と  
利益法學
- 第二四七號 ク 二、四 一般條項への逃避及び獨逸大審院と  
イエーナに於ける檢事並に刑事裁判  
官の刑事法講習、外法曹教育に關する論文三篇
- 第二四八號 ク 二、二 セバスチアン 商標法
- 第二四九號 ク 二、三 フランク・シェヒター 商標に關する法律の史的基礎
- 第二五〇號 ク 二、三 保険關係論集



日本郵便局  
大正五號

終

